

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

#### 京都市上下水道局職員勤務規程第9号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「休暇」を「年次休暇」に改め、同条ただし書きを削る。

第12条及び第13条を次のように改める。

(年次休暇の日数)

第12条 休暇年度（4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。）の初めにおいて在職する職員は、当該休暇年度につき20日（再任用短時間勤務職員にあっては、20日を超えない範囲内において、その職員の勤務時間数等に応じて別に定める日数）の年次休暇を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員を退職後、引き続くことなく再任用短時間勤務職員として採用された者の年次休暇の日数は、別表第1に掲げる日数の範囲内において、その職員の勤務時間数等に応じて別に定める。

3 休暇年度の中途において新たに職員となった者の当該休暇年度の年次休暇の日数は、常勤職員（再任用短時間勤務職員以外の職員をいう。以下同じ。）にあっては、別表第2に掲げる日数とし、再任用短時間勤務職員にあっては、同表に掲げる日数の範囲内において、その職員の勤務時間数等に応じて別に定める。

(時季の指定)

第13条 管理者は、第11条の規定により職員が申し出た時季に年次休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合には、同条の規定にかかわらず、他の時季に取得させることがある。

2 第11条の規定にかかわらず、管理者は、労働基準法第39条第6項に定める手続を経て、職員の有する年次休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。

第14条の見出し中「休暇」を「年次休暇」に改める。

第15条の見出し中「休暇」を「年次休暇」に改め、同条中「第13条」を「第12条」に改める。

第22条の2第2項中「介護休暇は、要介護者」を「介護休暇を受けることができる期間は、職員の要介護者」に、「当該介護」を「介護」に改め、「職員の申出に基づき、3回を超えず、かつ、合算して」及び「を受けることができるもの」を削り、同条第3項中「前項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間」を「介護休暇を受けようとする職員は、希望する指定期間」に、「対して行わなければ」を「申し出なければ」に改め、同条第4項中「規定による指定期間の指定の」を削り、「の指定期間を指定」を「を指定期間として指定」に改め、同条第5項前段中「第3項の規定による申出に基づき」を削り、「すること又は」を「し、又は」に、「この項の規定による申出(短縮の指定の申出に限る。)」に基づき次項若しくは第7項の規定により」を「次項の規定により短縮して」に改め、同項後段中「おいては、改めて」を「おいて、当該延長又は短縮の指定を申し出ようとする職員は、改めて」に改め、「対して」を削り、同条第6項中「職員から」及び「規定による指定期間の延長又は短縮の指定の」を削り、「期間の指定期間を」を「期間を指定期間として」に改め、同条第7項中「それぞれ、申出の期間又は第3項の規定による申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの」を「申出の期間又は前項の規定により延長した」に、「延長申出の期間」を「延長期間」に、「延長申出の期間中の一部の日が同項に規定する」を「延長期間の一部について」に、「明らかな日」を「明らか」に、「これらの期間から当該日」を「当該一部の期間」に、「期間について指定期間を」を「期間を指定期間として」に改め、同条第9項中「前8項」を「前各項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 介護休暇は、1日、半日又は1時間を単位として受けることができる。

第22条の3の次に次の1条を加える。

(補則)

第23条 本市職員でこの規程の適用を受けない職員が、休暇年度の中途においてこの規程の適用を受けることとなったときは、当該職員が既に取得した休暇は、この規程により取得した休暇とみなす。

2 前項の職員の休暇の日数については、この規程の適用を受けることとなる日の前日において当該職員が有していた休暇の日数を、この規程に基づく休暇の日数として引き継ぐものとする。

別表第1中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

別表第2中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)